

## 就職・転職・資格取得を応援！

## 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給している方を対象（原則）に、支援員が、相談者の状況や希望に応じた自立支援計画を策定します。

必要に応じてハローワークなどと連携し、就業支援などを行います。  
※相談前に電話連絡をお願いします。

◆問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係（月～金 10:00～16:00）  
因島福祉課 福祉係（月～金 8:30～16:00）

## ひとり親家庭住宅支援資金

母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の保護者へ、「住宅支援資金」を貸し付けます。

・貸付額 入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）

・貸付期間 12カ月の範囲内

・貸付利率 無利子（返還免除あり）

◆問い合わせ 子育て支援係 または 各支所

## 自立支援教育訓練給付金

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父で、就業を目的とした指定教育訓練講座を受講、修了した場合、経費の60%を支給します。

※事前相談が必要です。

・雇用保険制度の教育訓練給付 ※支給額に上限あり

①一般 ②特定一般 ③専門

<< [教育訓練講座検索システム] -mhlw.go.jp（厚生労働省）>>

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

④母子父子福祉センターで開講

◆問い合わせ 子育て支援係 または 各支所

## 高等職業訓練促進給付金

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父が、養成機関等で資格を取得するために就学する場合、高等職業訓練促進給付金を支給し、修業中の生活の負担を軽減します。（最長4年）※事前相談が必要です。

1年以上：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師、製菓衛生師

6月以上：シスコシステムズ認定、LP認定資格等のデジタル分野等の民間資格

◆問い合わせ 子育て支援係 または 各支所

## 高等職業訓練促進資金

高等職業訓練促進給付金を活用し養成機関を修了して就職した場合入学準備金と就職準備金を貸し付けます。（返還免除あり）

※事前相談が必要です。

◆問い合わせ（社福）広島県社会福祉協議会 生活支援課

☎082-254-3413

## 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭における親又はひとり親家庭における児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

※支給額に上限あり

【支給内容】 ①受講開始時：4割

②受講修了時：1割

③合格時：1割

※受講申し込みの前に、事前相談が必要です。

◆問い合わせ 子育て支援係 または 各支所

## 手続き・相談は お済みですか？

## □児童手当

- ・出生などにより、新たに受給資格が生じたとき
- ・出生などにより、子どもが増えたとき
- ・尾道市から転出するとき、または住所が変わったとき
- ・養育している子どもの住所が変わったとき
- ・受給者や養育している子どもの名前が変わったとき
- ・支給対象となる子どもが増えたとき、または減ったとき
- ・受給者が公務員となったとき、または公務員でなくなったとき

## □児童扶養手当（毎年8月に現況届の提出が必要）

※手続きには必ず申請者本人がお越しください。

- ・尾道市から転出するとき、または住所が変わったとき
- ・支給対象となる子どもが増えたとき、または減ったとき
- ・銀行口座、世帯に変更があったとき
- ・氏名が変わったとき
- ・証書を紛失したとき
- ・受給資格がなくなったとき

## □子ども医療費助成

- ・尾道市から転出するとき、または住所が変わったとき
- ・氏名が変わったとき
- ・健康保険証が変わったとき
- ・重度医療、ひとり親医療に該当になったとき
- ・生活保護を受けるとき

## □ひとり親家庭等医療費助成（毎年6月に更新手続きが必要）

- ・尾道市から転出するとき、または住所が変わったとき
- ・氏名が変わったとき
- ・健康保険証が変わったとき
- ・重度医療に該当になったとき
- ・生活保護を受けるとき
- ・世帯員に変更があったとき
- ・母子家庭、父子家庭でなくなったとき

## その他の制度（詳しくはお問い合わせください。）

▼国民年金の免除制度や、配偶者が亡くなった場合、障がいのある子どもが20歳になった場合の年金など

□国民年金保険料の免除申請

□遺族基礎年金

□障害基礎年金

◆問い合わせ 保険年金課 申請給付係 ☎0848-38-9143  
または、三原年金事務所 ☎0848-63-4111

▼障がいがある子どもを養育している場合の手当・助成など

□特別児童扶養手当

□重度障害者医療費助成制度

□障害児福祉手当

□重症心身障害者福祉年金

□心身障害者扶養共済制度

□自立支援医療

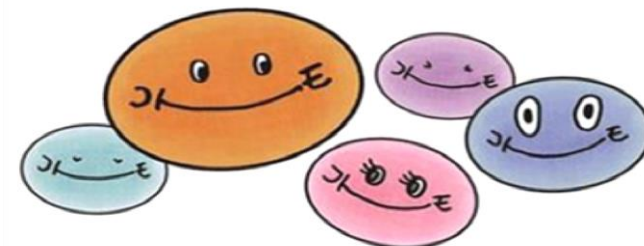
◆問い合わせ 社会福祉課 障害福祉係 ☎0848-38-9125

ぼし家庭

ふし家庭

かふ

## ～ひとり親家庭のしおり～



## ➤母子家庭・父子家庭とは

配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある方を含む）が死亡したり、離婚して配偶者のいない状態となった女子・男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭をいいます。また 次のような方も「配偶者のいない状態」に含みます。

※配偶者の生死が明らかでない女子・男子

※配偶者から遺棄されている女子・男子

※配偶者が海外にいるか、または法令により拘禁されているためその扶養を受けることができない女子・男子

※配偶者が精神または身体の障がいによって、長期にわたって働くことができない女子・男子

※婚姻によらないで母・父となった女子・男子

## ➤寡婦とは

かつて母子家庭の母であったが、子どもが成人したのちも配偶者のいない状態にある方をいいます。

尾道市 福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

☎0848-38-9205

## 支所へのお問い合わせ

因島総合支所 因島福祉課 福祉係 ☎0845-26-6209

御調支所 まちおこし課 住民生活係 ☎0848-76-2136

向島支所 しまおこし課 福祉保険係 ☎0848-44-0111

瀬戸田支所 住民福祉課 福祉保険係 ☎0845-27-2209